

本論文は

世界経済評論 2020年1/2月号

(2020年1月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%
送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読

24時間・年中無休
☎0120-223-223

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp
雑誌のオンライン書店

中国裁判所の国際司法共助 ：米中貿易摩擦下での “一帯一路” 構想推進



中央大学法学部教授 梶田 幸雄

かじた ゆきお 中央大学法学部教授。博士（法学）。専門は国際商事仲裁及び中国法。著書：『中国対外経済戦略のリアリティー』（共著、麗澤大学出版会）、『中国ビジネスのリーガルリスク』（日本評論社）、『中国国際商事仲裁の実務』（中央経済社）など。

中国の国際司法共助に対する考え方が、“一帯一路”構想発布前後で変化している。当該構想を発表する前においては、互惠原則（相互の保証）は「事実上の互惠」であった。すなわち、相手国裁判所が中国裁判所の判決を承認・執行しなければ、中国裁判所も相手国裁判所の判決を承認・執行しないということである。2015年7月に最高人民法院は、「人民法院が“一帯一路”建設に司法サービス及び保障を提供することに関する若干の意見」を發布し、この中で（1）二国間または多国間司法共助協定を締結し、（2）国際条約及び慣行に従って外国法を適用することを審査し、裁判・仲裁の国際信用力を高める、といった計画を示している。「事実上の互惠」を緩やかにしつつある。このようにして中国の裁判所は、外国裁判所との事実上の司法共助、相互の保証を積極的に進めようとし、このような事例が見られ始めている。本稿では、（1）中国と外国裁判所の国際司法共助条約の締結状況、及び（2）米中ほか裁判所間判決の相互承認に関する実務の動向を概観し、（3）“一帯一路”構想推進の中で見られる当該分野の変化を整理する。

はじめに

中国の裁判所が、民商事事件における国際司法共助を進めている。

一国が外国判決を承認・執行する法的根拠は、国際条約、相互の保証が重要になるが、多数国が加盟する国際条約が必ずしも十分に整備されているとはいえないところ、中国裁判所は、外国裁判所との事実上の司法共助、相互の保証を積極的に進めようとしている。このことは、中国が“一帯一路”構想をあらゆる側面から支援・推進しようとしているからであるとも

考えられる。

本稿では、（1）中国と外国裁判所の国際司法共助条約の締結状況、及び（2）米中ほか裁判所間判決の相互承認に関する実務の動向を概観し、（3）“一帯一路”構想推進の中で見られる当該分野の変化を整理し、（4）日本との関係についても若干の紹介をする。中国は、“一帯一路”構想を推進する中で、国際商事紛争解決法についても主導的役割を担おうとしている。日本企業も今後、“一帯一路”構想にかかわるプロジェクトに参画することが考えられ、このとき紛争当事者となる可能性もあるところ、いかなる国際商事紛争解決の枠組みが形成されよう

としているのかについて考えておく必要があるだろう。

I 中国と外国裁判所の 国際司法共助条約

国際司法共助とは、ある国で行われている民事訴訟行為について、他国の裁判機関が当該国の裁判機関の要請に基づいて、国際的に協力することをいう。国際的協力の内容には、外国裁判所との間の訴状や判決等の裁判文書の送達、外国にいる証人尋問等の証拠調べ、外国判決の承認・執行などがある。

とりわけ、外国判決の承認が国際司法共助において問題となる。外国判決の承認とは、外国裁判所が当事者の権利・義務の確定に本国の裁判所の判決と同等の法的効力を与えることを承認することをいう。この点が問題となるのは、一国の裁判所の判決は、当該国内においてのみ法的効力を生じ、当然に外国に効力を生じるものではないところ、涉外民事事件において、事件がその他の国の人、物および行為に及ぶとき、裁判所の判決はただ関係国の承認を得られる状況下で当事者の権利・義務の実現を図ることができるからである。

中国は、現在 39 カ国と民事司法共助条約を締結し、このうち 38 の条約が発効している。この 38 条約のうち、ベルギー、シンガポール、韓国およびタイと締結した 2 カ国条約においては裁判所判決の承認・執行に関する取決めはないが、他の 34 カ国と締結した 2 カ国条約には裁判所判決の承認・執行に関する司法共助の取決めがある¹⁾。

1987 年に締結された「中国・フランス民事に関する司法共助協定」2 条は、司法共助の

範囲を「確定した民事判決の承認・執行」とし、20 条に規定する事由（管轄権の瑕疵、自然人の身分及び能力の準拠法適用の錯誤、未発効の判決または執行力を備えていない判決、欠席判決時の送達の瑕疵、既判決との衝突及び主権の安全または公序を損なう場合）を除き、締約国の一方の裁判所が下した民事判決（裁判所の調停書及び刑事判決における損害賠償及び財産の返還に関するものを含む）の一方の締約国内における承認・執行を認めるとしている。

1991 年に締結された「中国・イタリア民事司法共助条約」6 条は、司法共助の範囲に「当事者の裁判所判決の承認・執行の申立てに基づくもの」を含め、21 条に規定する事由（管轄権の瑕疵、未発効の判決、欠席判決時の送達および代理の瑕疵、既判決との衝突、先審理の衝突、及び主権の安全または公序を損なう場合）を除き、一方の裁判所が下した民事判決（裁判所の調停書及び刑事判決における損害賠償及び財産の返還に関するものを含む）の一方の締約国内における承認・執行を認めるとしている。

では、こうした条約が存在しない国家との間で一方国の裁判所が下した判決は、もう一方の国の裁判所で承認・執行が認容されるのか。この判断基準として、裁判所間の判決に対する相互の保証が得られるか否かが問題となる。例えば、米国と中国との間には民事司法共助条約は存在しない。したがって、中国裁判所の判決を米国で承認請求をする場合には、米国国内法の規定に従うことになり、米国裁判所が、この中国裁判所の判決を承認するか否かが問題となる。また、この逆も然りである。

このような状況の下で、中国と二国間司法共助取決めのない国の裁判所間の判決の承認・執行の実務はどうであるのか。最近の動向を見て

みたい。

II 外国裁判所の判決の承認に関する実務の動向

1. 米国と中国の司法共助

上述した通り、米中間で国際司法共助に関する取決めは存在しない。こうした中で相互に相手国裁判所の判決を承認・執行するようになってきている。

米国裁判所が中国裁判所の判決を承認・執行した初めての事件は、米国ロビンソン・ヘリコプター社事件²⁾である。

2004年12月、湖北省高級人民法院（高等裁判所）は、湖北葛洲壩三聯公司（原告 X1）及び湖北平湖公司（原告 X2）が、米国ロビンソン・ヘリコプター社（被告 Y）の生産物責任の損害賠償を請求した事件について判決を下した。判決は、Y に対して X1 と X2 に利息を含めて合計 650 万ドルの損害賠償を命じるものであった。2006年3月、X1 と X2 は、米国カリフォルニア州連邦地区裁判所に中国裁判所の判決の承認・執行請求をした。2009年7月、同裁判所は、湖北省高級人民法院の判決の承認・執行を認める判決を下した。Y は上訴したが、2011年3月に米国第9巡回上訴裁判所は、上訴を棄却し、中国裁判所の判決の承認・執行が認められた。

次いで、中国裁判所が米国裁判所の判決を承認・執行した劉利 v. 陶莉事件³⁾がある。

2017年6月、湖北省武漢市中級人民法院は、劉利（申立人 X）が陶莉ほか（被申立人 Y）に対して詐取した株式譲渡代金返還ほかの訴えを認容した米国カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所の判決の承認・執行を認容する判

決を下した。

これは、中国裁判所が米国裁判所の判決の承認・執行を認めた初めての事件である。武漢中級人民裁判所は、「米国と中国は、民事判決を相互に承認・執行する国際条約に加盟しておらず、また米中二国間条約を締結していないため、米国裁判所の判決を承認・執行するか否かは相互の保証の原則に基づくべきである。申立人 X が提出した証拠によれば、米国は中国裁判所で民事判決を承認・執行した先例（米国ロビンソン・ヘリコプター社事件）があり、民事判決の相互承認・執行に関して両当事者の間には相互に有益な関係があると結論付けることができる」と判示した。

そして、2017年10月27日、Qinrong Qiu v. Hongying Zhang et al. 事件⁴⁾が、米国裁判所が中国裁判所の判決を承認・執行した2番目の事件となった。カリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所は、Qinrong Qiu（申立人）が Hongying Zhang ら（被申立人）に対して貸し付けた金銭の返済を命じる江蘇省蘇州工業団地人民裁判所の判決の承認・執行を認容した。

2. 英国と中国の司法共助

中国裁判所が、英国裁判所の判決を承認・執行しなかった事件がある。

ロシア国家交響楽団などが北京国際音楽協会を訴えた事件で、北京市第二中級人民裁判所は、「我が国と英国の間には裁判所の判決を相互に承認・執行することを認める二国間条約を締結しておらず、また共に加盟している国際条約もないところ、相互の保証関係は確立していない。したがって、英国高等裁判所の2002年10月3日のロシア国家交響楽団、アドモント社と北京国際音楽協会との契約に関する紛争に

関する中間判決及2003年2月27日に下された2002年10月3日の中間判決に関する補充判決は、我が国の法律が規定する外国裁判所の確定判決を承認する条件に適合し（せず）、したがって、英国高等裁判所の前述の判決の公的効力を承認しない」と裁定した⁵⁾。

一方、英国高等法院女王座部商事法廷は、2015年にスプリートホフ・チャーターリング有限株式会社 v. 中国銀行事件⁶⁾において、中国裁判所の判決が英国法のもとで承認・執行できることを明確にし、この場合の条件および基準を示した。

英国裁判所は、中国裁判所が外国当事者について国際裁判管轄権があるか否か、または外国当事者が任意に中国裁判所に管轄権を委ねた場合には、英国裁判所は、1982年の「英国民事管轄権および判決法令」32条および33条の規定をもって合意管轄を認定するとした。

そこで、中国裁判所の国際裁判管轄権を認めた上で、中国裁判所の判決を承認・執行することが英国の公序に反するか否かについて検討し、被告がすでに外国の裁判において反訴を申し立て、外国裁判所の管轄に服している場合には、再び公序に反することを理由に外国裁判所の判決に対する執行拒否を申し立てられないと判示した。

今後、中国裁判所が、英国判決の承認・執行を求める申立てを受理したらどのような判断を示すか注目される。

3. シンガポール・中国の司法共助

昆山捷安特会社が、シンガポール AKS 社を訴えた事件で、蘇州市中級人民裁判所は、19万ドルの損害賠償及びその他金銭を AKS 社は昆山捷安特会社に対して支払えと命じた。昆山

捷安特会社は、この勝訴判決をもってシンガポール高等裁判所に同判決の承認・執行を申し立て、2014年1月28日にシンガポール高等裁判所の承認・執行認容判決を得た⁷⁾。

シンガポール高等裁判所は、「この事件において、シンガポールと中国との間には裁判所の判決を相互に保証する条約はなく、中国裁判所の判決がシンガポールで承認された先例もないが、抵触法の基本原則に基づき外国判決が終局の判決であり、かつ判決を下した外国裁判所が国際裁判管轄権を有しているならば、この外国判決はシンガポールで承認されるべきである。また、判決内容が確定した金銭給付義務であれば、当該外国判決はシンガポールで執行できる。シンガポール裁判所は中国裁判所の判決の実体問題を再審査することはできない」と判示した。

次いで、中国裁判所がシンガポール裁判所の判決を承認した事件がある。コルマー AG が江蘇省紡織工業集団輸出入公司を訴えた事件で、2016年12月に江蘇省南京市中級人民裁判所は、相互保証の原則によりシンガポール高等裁判所の民事判決の承認・執行を認容するという判決を下した。

南京市中級人民裁判所は、「両国間に二国間協定はないが、相互主義の原則によれば、2014年1月にシンガポール高等裁判所が蘇州市中級人民裁判所の民事判決を承認する判決下している。本件を審理した結果、シンガポール裁判所の判決は中国の法律の基本原則または国家の主権、安全、社会的利益を侵害するものではない。故に、シンガポール裁判所の判決を承認・執行する」と判示した。

なお、2018年8月にシンガポールと「中華人民共和国最高人民裁判所及びシンガポール共

和国最高裁判所の商事事件金銭賠償判決の承認・執行に関する覚書」に調印した。

Ⅲ “一帯一路”構想推進と 国際司法共助

中国の国際司法共助に対する考え方には、“一帯一路”構想前後で変化が見られる。構想を発表する前においては、互惠原則（相互の保証）は「事実上の互惠」であった。「事実上の互惠」とは、国際司法共助については、相手国裁判所が中国裁判所の判決を承認・執行することがなければ、中国裁判所は相手国裁判所の判決を承認・執行しないというものである。

この典型的な考え方が、日中間の裁判実務で見られる。中国大連市中級人民法院が1994年11月に日本の横浜地方裁判所小田原支部が下した判決及び熊本地方裁判所玉名支部が下した債権差押並びに転付命令の承認・執行請求がなされたところ、相互の保証がないことを理由に拒否した判決があり⁸⁾、日本においては大阪高裁判決⁹⁾及び東京高裁判決¹⁰⁾が中国人民法院の判決について相互の保証要件が満たされていないとして執行を拒否したものがある。

他にも詳述しないが、中国が“一帯一路”構想を発表する以前には、ドイツ、オーストラリア、韓国などの裁判所の判決の承認・執行を拒否した事案が少なからずある。

中国の“一帯一路”構想は、2013年9月7日にカザフスタンのナザルバエフ大学で習近平国家主席が行った演説に始まる。2015年から本格的に同構想が始動するが、これに合わせて2015年7月に最高人民法院は、「人民法院が“一帯一路”建設に司法サービス及び保障を提供することに関する若干の意見」を發布した。

この意見は、全4章、16条からなり、(1) 涉外刑事、涉外民事、海事海商、国際商事海事仲裁に関する司法監督及び自由貿易区に関する審判業務を強化すること（第2条、第4条）、(2) “一帯一路”沿線国と二国間または多国間司法共助協定を締結すること（第6条）、(3) 国際条約及び慣行に従って外国法を適用することを審査し、裁判・仲裁の国際信用力を高めること（第7条、第8条）、(4) 積極的に国際規則の制定にかかわり、中国の司法における国際発言権を高めること（第13条）などが規定されている。

“一帯一路”構想が提唱されたあたりから、上述の通り中国裁判所において外国判決の承認・執行が認容されるケースが現れ始めた。ただ、上述したケースは、いずれも中国より先に外国裁判所が中国裁判所の判決を承認・執行している。今後、逆のケースが現れるか否かが注目される点となる。

Ⅳ 日中間の国際司法共助

日本と中国の間にも裁判所の判決の承認・執行に関する二国間条約の締結がなく、国際条約への加盟もない。日中間では、上述の通り互いの判決を承認・執行した先例もない。そうであると、裁判所の判決の承認・執行はいつまでたってもなされないのか。

名古屋地裁判決は、「従前、西ドイツにおいては、日本との間には相互の保証がないとするのが通説的見解とされていたことが認められるが、右見解は単にその前例がないことを根拠とするのみで、確たる根拠に基づくものではない」として、ドイツとの相互の保証を肯定した¹¹⁾。その後、東京地裁判決で「司法手続も

国際化しつつある現在、日本の裁判所の判決を外国判決として承認した先例がないという理由を主な根拠として、日本の裁判所が、外国判決の執行分野で、率先して外国の裁判所に対して門戸を閉ざす結果となる解釈を、軽々に採用すべきものでもない」として、ドイツ連邦共和国の会社が日本の会社に同国ベルリン地方裁判所の勝訴判決に対する執行判決を求め、これが認容された事件がある¹²⁾。

このような判決の趣旨を鑑みると、今後、中国の裁判所の判決の承認・執行が日本の裁判所に申し立てられた場合に、先例がないことをもって拒否せずに、これを認容する余地があるようにも考えられる。とりわけ中国の裁判所が、互惠原則（相互の保証）を「事実上の互惠」とすることから乖離しようとしているのであれば、逆に日本の裁判所の判決の承認・執行が中国の裁判所に申し立てられたときに、報復的裁定をすることなくこれが認容されることも出てくるであろうか。

まとめ

今後、日本企業が“一帯一路”プロジェクトに参画する可能性もあり、このときに商事紛争を生じることも十分に予想される。また、“一帯一路”プロジェクトでなくとも、中国企業との各種の国際取引やプロジェクトの実施にかかわって紛争が生じることもある。このときの紛争解決法をどうするか。外国判決の承認・執行に関する問題は、ビジネス実務場において重要な関心事項である

中国は、“一帯一路”構想を推進する中で、国際商事紛争解決法についても主導的役割を担おうとしている。中国最高人民法院は、2017

年9月26日に中国と沿線国との紛争を解決するための専門法廷として「“一帯一路”国際商事法廷」を正式に設置することで研究をしているということを発表した¹³⁾。また、中国国際経済貿易仲裁委員会が制定した国際投資をめぐる紛争の仲裁ルール「国際投資紛争仲裁規則（試行）」が2017年10月1日から施行されている。これは、中国の国際商事仲裁機関が初めて打ち出した国際投資紛争の仲裁ルールである。国際投資紛争解決センター（ICSID）、国際商会仲裁裁判所（ICC）、ストックホルム仲裁裁判所（SCC）など国際投資紛争解決に経験のある機関の制度を参考にし、かつ中国固有の調停と仲裁の結合や仲裁人名簿制度などを加味した内容となっている。

このようなビジネス環境の中で、日本企業としてもいかなる国際商事紛争解決の枠組みが形成されようとしているのかについて理解しておく必要があるだろう¹⁴⁾。

なお、付言すれば、国際商取引においては、契約書において裁判以外の紛争解決法としての国際商事仲裁によることを約定する条項を設けることを推奨する。今日では、国際取引契約のほぼ90%に仲裁条項が設けられているとも言われる。国際商事仲裁を利用すれば、日本も中国も「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（ニューヨーク条約）に加盟しており、外国仲裁機関の仲裁判断の承認・執行が保証されているからである。さらに最近では、国際商事調停も注目される。2002年に国際商取引法委員会（UNCITRAL）において国際商事調停モデル法が採択され、2018年の同法改正を経て、2019年8月7日に「シンガポール国際調停条約」（2018年12月に国連総会で採択）が米中など46カ国により調印された。日本やEUは

調印をしていないが、20年前半には各国が批准をし、発効する見通しである。日本では、日本商事仲裁協会が制定した「商事調停規則」が2014年4月1日に施行されている。さらに日本初の国際調停専門機関として京都国際調停センター（JIMC-Kyoto）が2018年11月20日に設立された。これらの調停の活用も考えたい。中国においては、国際商事紛争を専門的に調停する機関に「中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会調停センター」（China Council for the Promotion of International Trade (CCPIT) / China Chamber of International Commerce (CCOIC) Mediation Center）がある。同調停センターによると、これまでに4,000件以上の調停事案受理があり、紛争当事者は30カ国・地域に及び、調停事件のうち80%以上が成功裏に解決されているという¹⁵⁾。

【注】

- 1) フランス、イタリア、ロシア、ウクライナ、スペイン、ポルトガル、マラッカ、アラブ首長国連合、ブラジル、ポーランド、モンゴル、ベラルーシ、アルゼンチン、ベトナム、トルコ、エジプト、ギリシア、カンボジア、ハザクスタン、ルーマニア、ブルガリア、キューバ、キルギスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、チュニス、ペルー、アルジェリア、クウェート、ボスニア、エチオピア、ラオス、リトアニア、北朝鮮

- 2) 人民法院報, 2011年7月28日
 3) 北京仲裁委員会ホームページ (<http://www.bjac.org.cn/news/view?id=3059> 最終アクセス日2019年7月26日)。ほかに、宇田川幸則「米国カリフォルニア州判決を承認執行した中国裁判所の決定」国際商事法務, Vol. 46, No4 (2018) 481-485頁
 4) <http://www.cqydf.com/newslist-3/40678658.htm> (最終閲覧日: 2019年10月31日)
 5) 北京審判案例データベース <http://www.chncase.cn/case/judge/2009781> (最終アクセス日2019年7月26日)
 6) (2015) EWHC999 (Comm) <https://www.clydeco.com/insight/article/splithoffs-bevrachtingskantoor-bv-v-bank-of-china-ltd-2015> (最終アクセス日2019年7月26日)
 7) <https://www.lxuezhexuezhexue.com/Qk/art/647041?dbcode=1&flag=2> (最終アクセス日2019年7月26日)
 8) 栗津光世「日本の判決が中国の人民法院で承認されなかった事件」国際商事法務, 1997年3月号, 275頁
 9) 大阪高判, 平成15・4・9 (判時1841号111頁, 判タ1141号270頁 [百選114])
 10) 東京高判, 平成27・11・25 (平成27(ネ)第2461号執行判決請求控訴事件, LEX/DB25541830)
 11) 名古屋地判, 昭和62・2・6 (判時1236号113頁, 判タ627号244頁)
 12) 東京地, 平成10・2・24 (判時1657号79頁)
 13) 最高人民法院網, 2017年9月26日
 14) “一帯一路”構想と中国の通商政策などについて詳しくは、梶田幸雄「“一帯一路”構想推進のための国内外通商法整備」『中国型グローバル化の発展可能性と世界経済体制への影響～一帯一路構想と法整備の視点からの分析～』(ITI調査研究シリーズNo. 64, 国際貿易投資研究所, 2018年2月), 梶田幸雄・江原規由・露口洋介・江利紅『中国対外経済戦略のリアリティー』(麗澤大学出版会, 2017年)を参照。
 15) 中国国際経済貿易促進委員会／中国国際商会調停センターのホームページ (<http://lad.ccpit.org/wadr>) より。

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

ITI 国際直接投資マトリックス (2019年版) —CD-ROM版—

※印刷イメージのPDF版とEXCEL形式のデータ編で構成。発行：2019年10月 / 価格：20,000円
 1998年以来毎年発行し16回目 / OECD加盟国と諸外国との直接投資額の表 / 対内直接投資および対外直接投資について、フロー表とストック表を作成 / 1985年から2017年までの30年間の表が利用可能 / 非製造業種（金融・保険等の各種サービス）の直接投資額の表が利用可能 / 直接投資の分析に役立つ関連統計の2018年データまでをあわせて収録 / 見本 http://www.iti.or.jp/report_93.pdf をご参照ください / 姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」 「I. 概況編」および「II. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL : 03(5148)2601 / FAX : 03(5148)2677

〒104-0045 東京都中央区築地1丁目4番5号 第37興和ビル3階

E-Mail : jimukyoku@iti.or.jp / URL : <http://www.iti.or.jp/>